

要配慮者利用施設における 避難確保計画作成に関する説明会

説明資料

- 日時: 令和5年(2023年)1月25日, 27日
- 場所: 函館市民会館大会議室

はじめに

- 要配慮者利用施設とは
 - 社会福祉施設, 児童福祉施設, 医療機関, 学校施設など
(防災上の配慮を要する者が利用する施設)
- 函館市地域防災計画への掲載
 - 対象施設
洪水浸水想定区域内 土砂災害警戒区域内
津波災害警戒区域内

はじめに

○ 避難確保計画作成および訓練実施の義務化

【法令による位置付け】

水防法，土砂災害防止法，津波防災地域づくりに関する法律

- ⇒
- ・各施設ごとに計画作成および訓練を実施する
 - ・所有者，敷地が同一の複数施設を一体として作成することなども可能

○ 函館市へ報告

- ・計画の作成（変更），訓練を実施した場合には，市へ報告

本日の説明内容

- （１）災害リスクについて（津波災害）
- （２）災害情報および収集方法
- （３）避難確保計画の作成方法
- （４）提出方法など

(1) 災害リスクについて (津波災害)

津波による浸水害の様子



平成23年東日本大震災 (要配慮者利用施設における避難確保に関するe

東日本大震災による津波で浸水したラピスタ函館付近～函館赤レンガ倉庫付近

参考：要配慮者利用施設における避難確保に関するeラーニングテキスト 要配慮者利用施設における避難確保に関する研修資料 ～利用者の命、救えますか～ (令和4年3月国土交通省水管理・国土保全局河川環境課・砂防計画課)

(2) 災害情報および収集方法

災害情報を探す

- ハザードエリアや避難所
 1. 函館市防災ハザードマップWEB版
 2. 函館市ホームページ（防災）
- 気象情報
 3. 気象庁のホームページ

1. 函館市防災ハザードマップWEB版

○ 閲覧可能情報

避難所，津波・土砂・洪水等のハザードエリア 等

○ 住所検索機能

閲覧したい所在地を表示可能

函館市防災ハザードマップ Web版

操作方法

表示情報

- 地理院地図 淡色
- 地理院地図 標準
- 地理院地図 写真
- 地理院地図 色別標高図

【避難所】

- 指定緊急避難場所兼指定避難所
- 指定緊急避難場所
- 指定避難所

洪水 津波 土砂災害
地震 火山 使用不可有

【津波】

- 津波災害警戒区域

透過率:25%

【洪水(常盤川・石川, 松倉川・鯉川, 久根別川)】

- 浸水想定区域(想定最大規模)

透過率:25%

- 浸水想定区域(計画規模)

透過率:25%

- 浸水継続時間(想定最大規模)

透過率:25%

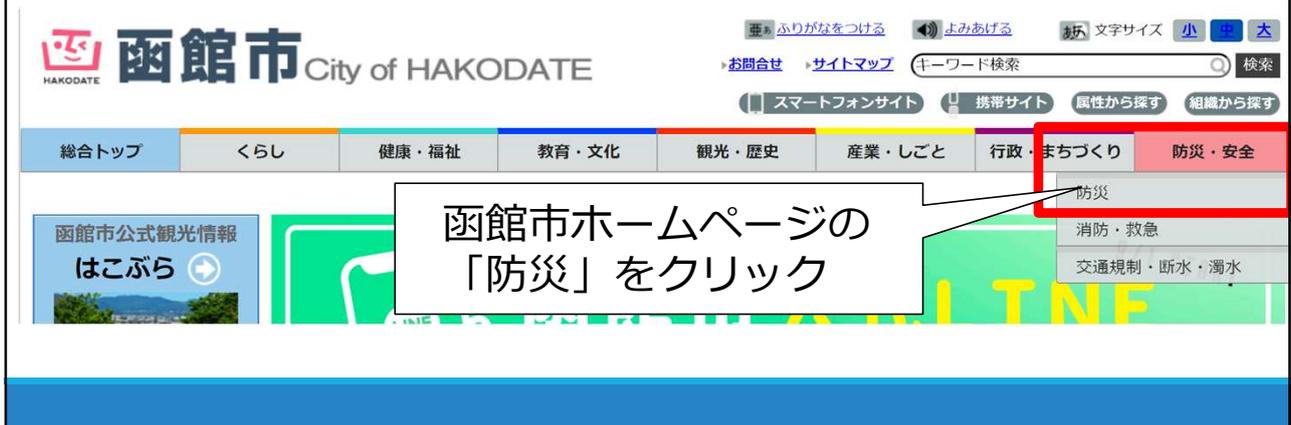
- 家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流)

○ 函館市防災ハザードマップWEB版の使い方

① サイトを開く



https://www.hazardmap.city.hakodate.hokkaido.jp/



TOP > 組織 > 災害対策課

[ツイート](#)
[いいね! 3](#)

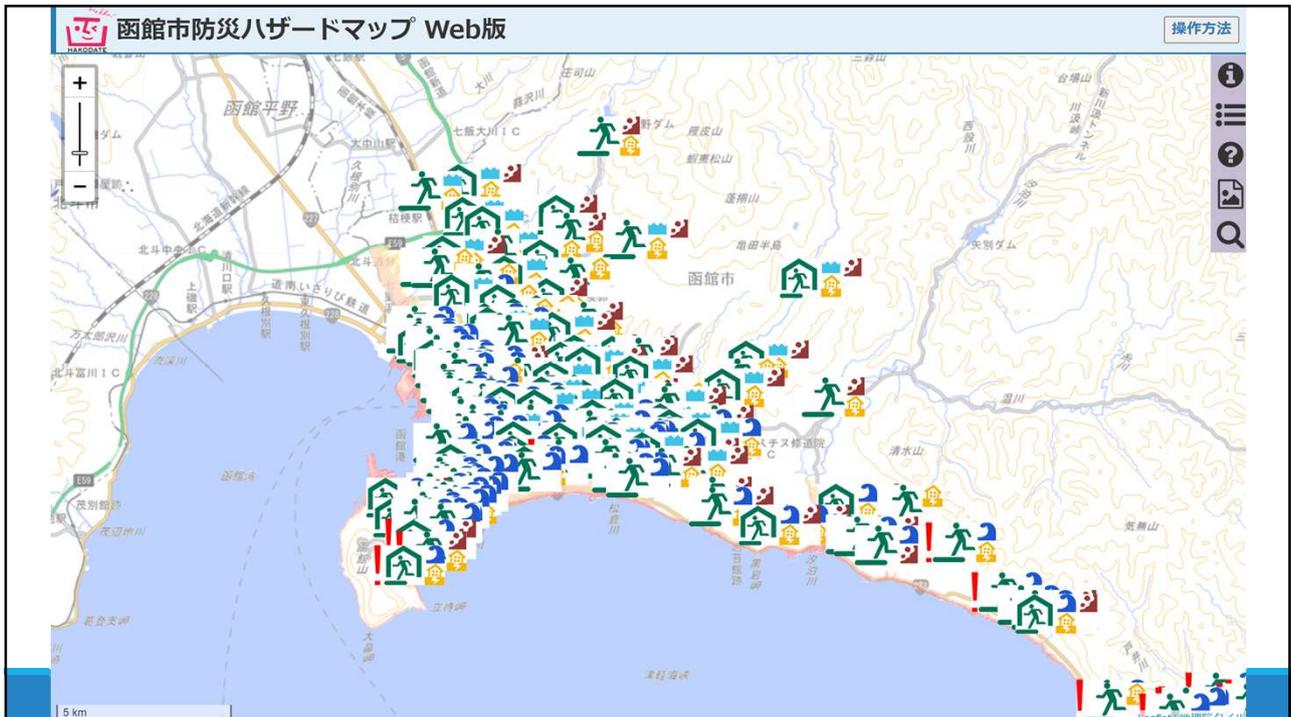
函館市防災ハザードマップ Web版について

2022年9月29日

「函館市防災ハザードマップ Web版」とは、災害への事前の備えなどに活用していただくことを目的として、ネット上の電子地図の公開サイトです。また、災害時の心得や各種防災情報などを掲載した「函館市防災のひかり 2017年」のほか、これまで市が発行している各種防災ハザードマップもリンクより閲覧が可能です。

「函館市防災ハザードマップWeb版」をクリック

※函館市防災ハザードマップへは、[こちらから](#)



② 表示情報を開く

函館市防災ハザードマップ Web版

表示情報

- 地理院地図 淡色
- 地理院地図 標準
- 地理院地図 写真
- 地理院地図 色別標高図

【避難所】

- 指定緊急避難場所兼指定避難所
- 指定緊急避難場所
- 指定避難所

【洪水(常盤川・石川, 松倉川・鮫川, 久根別川)】

- 浸水想定区域(想定最大規模)
- 透過率:25%
- 浸水想定区域(計画規模)
- 透過率:25%

画面の右上にある ☰ をクリックすると「表示情報」が表示される

③ 閲覧したい情報を設定

表示情報

【避難所】

- 指定緊急避難場所兼指定避難所
- 指定緊急避難場所
- 指定避難所

【津波】

- 津波災害警戒区域
- 透過率:25%

【洪水(常盤川・石川, 松倉川・鮫川, 久根別川)】

- 浸水想定区域(想定最大規模)

「表示情報」の閲覧したい情報に☑チェックを付ける。

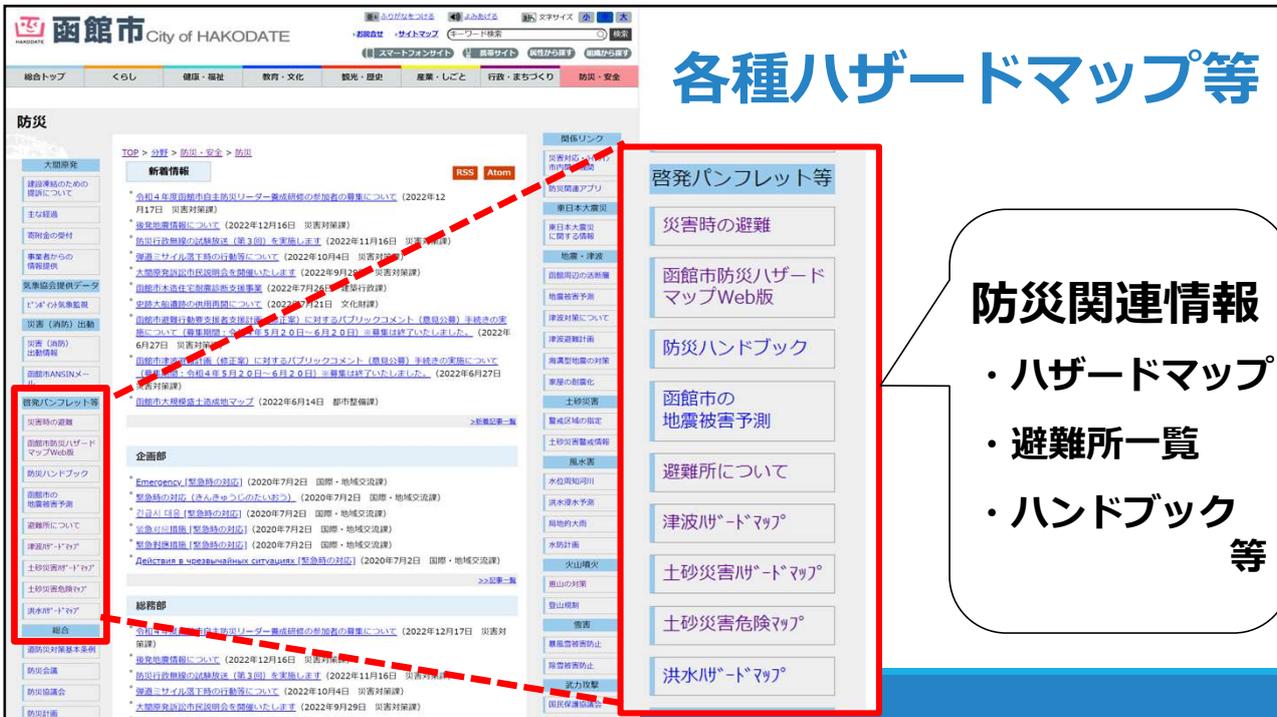
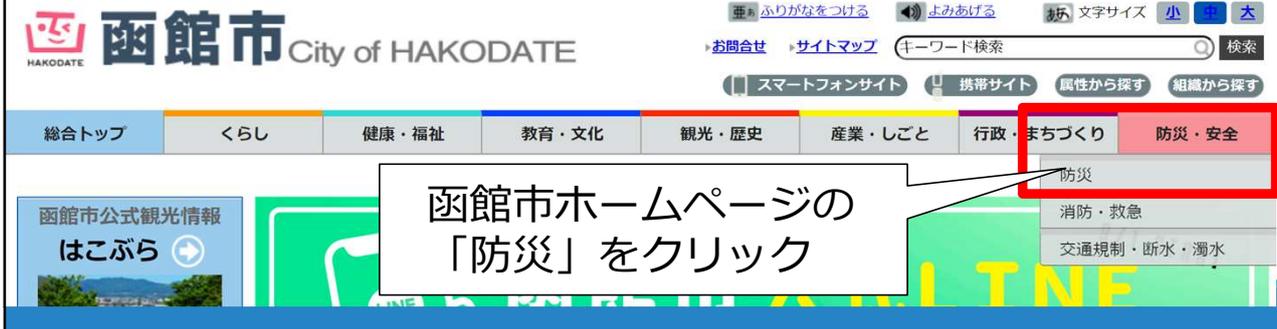
2. 各種ハザードマップ等



○ 函館市ホームページ（防災）

<https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/bunya/bosai/>

※函館市ホームページ 総合トップからは...



各種ハザードマップ等

防災関連情報

- ・ハザードマップ
- ・避難所一覧
- ・ハンドブック等

3. 気象庁 ホームページ

<https://www.jma.go.jp/jma/index.html>



国土交通省 気象庁 Japan Meteorological Agency

・ 平常時の情報収集（天気予報等）から、災害時の情報収集まで、幅広いシーンで活用できます。

ホーム 防災情報 各種データ・資料 地域の情報 知識・解説 各種申請・ご案内

コンテンツの閲覧方法について（よくお寄せいただく質問）

防災情報 天気 キキクル（危険度分布） 大雨・大雪 地震・火山

被災地域等への支援情報

気象科学館

気象庁 ホームページ

災害時の情報収集（例）

気象庁 キキクル（危険度分布）

洪水害

災害の例：洪水害（大雨の時）
気象庁のホームページ（キキクル）から、色であぶない河川が分かる。

洪水害の危険度

高	災害切迫【警戒レベル5相当】
危険	危険【警戒レベル4相当】
警戒	警戒【警戒レベル3相当】
注意	注意【警戒レベル2相当】
低	今後の情報等に留意

災害気象情報等の呼びかけについて

○ 気象庁（気象情報）

- ・ 気象要素を考慮し、**特別警報**、**警報**、**注意報**を発表
（例）大雨警報（浸水害，土砂災害），洪水警報 等

警報とは、**重大な災害が起こるおそれ**のあるときに警戒を呼びかけて行う予報です。また、**注意報**は、**災害が起こるおそれ**のあるときに注意を呼びかけて行う予報です。

（引用：気象庁 ホームページ 警報・注意報発表基準一覧表 <https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index.html>）

災害気象情報等の呼びかけについて

○ 気象庁（津波警報・注意報）

- ・ 地震が発生した時，地震の規模や位置を推定し予想される津波の高さを求め，**大津波警報**，**津波警報**または**津波注意報**を発表

（参考）	大津波警報	予想最大波が 3 m以上
	津波警報	1 m < 予想最大波 ≤ 3 m
	津波注意報	0.2m < 予想最大波 ≤ 1m

災害気象情報等の呼びかけについて

- 気象庁（気象・津波情報）
特別警報（気象のみ），警報，注意報を発表



- 函館市（避難情報の発令）

警戒レベル5

緊急安全確保

警戒レベル4

避難指示

警戒レベル3

高齢者等避難

	警戒レベル	避難行動等	避難情報等
<div style="text-align: center;"> </div>	警戒レベル5 <small>命の危険 直ちに安全確保!</small>	既に 災害が発生・切迫 している状況です。 命が危険ですので、直ちに身の安全を確保しましょう。	緊急安全確保 (市町村が発令) <small>※市町村が災害の状況を実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令される情報ではありません。</small>
	~~~~~<警戒レベル4までに必ず避難!>~~~~~		
	<b>警戒レベル4</b> <small>危険な場所から 全員避難</small>	災害が発生する危険が高まっています。 <u>速やかに危険な場所から避難先へ避難</u> しましょう。	<b>避難指示</b> (市町村が発令) <small>※避難指示は、令和3年の災対法改正以前の避難勧告のタイミングで発令されます。</small>
<b>警戒レベル3</b> <small>危険な場所から 高齢者等は避難</small>	避難に時間を要する人（ <u>ご高齢の方、障害のある方、乳幼児等</u> ）とその <u>支援者</u> は危険な場所から避難をしましょう。その他の人は、避難の準備を整えましょう。	<b>高齢者等避難</b> (市町村が発令)	

## 災害情報等についての収集手段

- 気象情報等
  - ・ 各種気象, 津波情報  
(気象庁ホームページ, テレビ, ラジオ 等)
  - ・ 河川水位情報  
(気象庁 キキクル, 国土交通省 川の防災情報 等)
  - ・ 土砂災害情報  
(気象庁 キキクル, 北海道土砂災害警戒情報システム 等)

## 災害情報等についての収集手段

- 避難情報等
  - ・ 函館市ホームページ
  - ・ 緊急速報メール
  - ・ テレビ, ラジオ
  - ・ ANSHINメール (登録制)
  - ・ 函館市防災ツイッター (@bousai_hakodate)
  - ・ 函館市公式ツイッター (@Hakodate_ANSHIN)
  - ・ 函館市公式LINE 等

## 災害情報等についての収集手段

- その他防災関連アプリ
  - ・ Yahoo!防災
  - ・ 災害時ナビ
  - ・ radiko（ラジコ）
  - ・ NERV（ネルフ）防災 等

## （３）避難確保計画の作成方法

## 法令規則に基づく計画に定める必須事項

- 項目 1 防災体制に関する事項
- 項目 2 避難誘導に関する事項
- 項目 3 施設の整備に関する事項
- 項目 4 防災教育および訓練の実施に関する事項
- 項目 5 利用者の円滑かつ迅速な避難の確保に関する事項
- 項目 6 自衛水防組織の業務に関する事項（組織した場合のみ）

- ・水防法施行規則 第16条関係
- ・土砂災害防止法施行規則 第5条の2関係
- ・津波防災地域づくりに関する法律 第71条関係

## ひな形を使用した避難確保計画の作成方法

### ○ 避難確保計画様式（ひな型）※エクセル形式

#### ・対象災害選択シート

・対象となる災害を選んでください。  
・自衛水防組織の有無を選んでください。

入力項目	入力セル	
<b>(対象災害)</b>		
洪水	<input type="radio"/>	○：対象、×：対象外
雨水出水	<input checked="" type="radio"/>	○：対象、×：対象外
高潮	<input checked="" type="radio"/>	○：対象、×：対象外
津波	<input type="radio"/>	○：対象、×：対象外
土砂災害	<input checked="" type="radio"/>	○：対象、×：対象外
<b>(自衛水防組織)</b>		
自衛水防組織	<input checked="" type="radio"/>	○：有り、×：無し

▷ 対象災害等を入力

#### ・作業用シート

**社会福祉施設  
避難確保計画**

対象災害：水害（洪水 津波）

1 ページ

【施設名：  】

年 月 作成

記載例

**社会福祉施設  
避難確保計画**

対象災害：水害（洪水 雨水出水 高潮 津波）  
土砂災害（がけ崩れ・土石流・地すべり）

【施設名： ○○○ホーム 】

2022 年 4 月作成

このシートは、ひな型シートを基に作成されたもので、記載内容を変更してご利用いただけます。記載内容は、必ずしも記載事項に限りません。記載内容は、必ずしも記載事項に限りません。記載内容は、必ずしも記載事項に限りません。

▷ 記載例を参考に、必要事項を記載

※様式 8 以降の個人情報記載部分につきましては、函館市へのへ移出は不要です。

## ひな形での作成上の注意点

### 1 対象災害選択シート

入力項目	
(対象災害)	
洪水	<input type="radio"/>
雨水出水	<input type="checkbox"/>
高潮	<input type="checkbox"/>
津波	<input type="radio"/>
土砂災害	<input type="checkbox"/>
(自衛水防組織)	
自衛水防組織	<input type="checkbox"/>

・ 貴施設が対象としている災害種別に「○」を選択してください。

・ 令和5年1月現在、函館市で想定している対象災害は、**洪水**、**土砂災害**、**津波**のみであるため、**雨水取水**、**高潮**は「**×**」を選択してください。

→ 次のスライドへ

## ひな形での作成上の注意点

### ○ 自衛水防組織とは

各施設の従業員等により組織し、あらかじめ定める計画に基づき、統括管理者の指揮のもと各構成員がそれぞれの役割に応じて、施設利用者等の避難誘導や施設への災害防止活動を行うものです。

引用：寒河江市 避難確保計画作成Q&A（令和5年1月時点）  
(<https://www.city.sagae.yamagata.jp/bousai/sonae/hinannkakuhoikeikaku.files/QandA.pdf>)

### ○ 自衛水防組織の設置

- ・ 計画を作るうえでの対象災害により異なります

## ひな形を使用した避難確保計画の作成方法

### ○ 自衛水防組織の設置

(洪水, 雨水出水, 高潮が対象となる場合)

- ・ 設置の努力義務が課せられています (水防法第十五条の三第6項)。自衛水防組織を設置する場合, 様式6も作成し, 合わせて, 別添別表1, 別表2を作成します。

(土砂災害, 津波が対象となる場合)

- ・ 自衛水防組織の設置の努力義務規定はありません。

## ひな形での作成上の注意点

### 2 作業シート (ひな形)

#### ○ 仕様

作業用

<p>社会福祉施設 避難確保計画</p> <p>対象災害: 水害 (洪水 津波)</p> <p>1 ページ</p> <p>【施設名: <input type="text"/>】</p> <p><input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月作成</p>	<p>社会福祉施設 避難確保計画</p> <p>対象災害: 水害 (洪水 雨水出水 高潮 津波) 土砂災害 (がけ崩れ・土石流・地すべり)</p> <p>【施設名: ○○○○ホーム】</p> <p>2022 年 4 月作成</p>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

記載例



## ひな形での作成上の注意点

- 津波が対象 → 防災体制（様式2）は2つ作成

### （津波到達時間が**短い場合**）

- ・地震に伴う強い揺れまたは長時間ゆっくりとした揺れを感じた場合 など

### （津波到達時間が**長い場合**）

- ・日本から遠く離れた場所で発生した地震に伴う津波のように、到達まで相当の時間がある場合

## 既存計画への追記による避難確保計画の作成

- 非常災害対策計画
- 消防計画
- 危機管理マニュアル      などに追記可能

- ・法令規則で定める1から5項目を追記
- ・自衛水防組織を設置した場合は、6項目を追記

## ひな形を使用し作成した場合

- メリット
  - ・ 作成が容易（ひな形）
  - ・ 災害時に確認しやすい
  - ・ 計画作成時の協議で論点が絞り込まれる
- デメリット
  - ・ 施設や機構の変更などがあった場合、それぞれの計画を変更する必要がある

## 作成にあたっての注意事項

- **施設内での合意形成が重要**
- **実効性のある計画づくり**
- **訓練や災害後に検証**

### 〈参考資料〉

- ・ 要配慮者利用施設における避難確保計画作成・活用の手引き（洪水，雨水出水，高潮，土砂災害，津波） 令和4年3月 国土交通省 水管理・国土保全局  
(<https://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/bousai-gensai-suibou02.html>)

## 提出方法等について（計画）

- 計画を作成（変更）した際には、以下の2点を計画とあわせてご提出ください。

避難確保計画作成・変更報告書			
函館市長		令和 年 月 日	
届出者（要配慮者利用施設の所有者・管理者）			
住所		印	
氏名		電話（ ）	
避難確保計画を別添のとおり作成・変更しましたので資料提出します。			
施設の名称			
施設の住所			
添付資料 <b>避難確保計画提出時 様式</b>			

施設所管課	課長	主査	係
災害対策課	課長	主査	係
消防本部	課長	主査	係
*消防計画に組み込む場合のみ消防本部へ海部			
避難確保計画チェックリスト (社会福祉施設・学校・医療機関)			
施設名	施設所管課	確認者	確認日
災害想定	<input type="checkbox"/> 浸水想定区域（川）	施設所管課	職： /
	<input type="checkbox"/> 土砂災害警戒区域	確認者	氏名： /
	<input type="checkbox"/> 津波浸水想定区域	災害対策課	職： /
確認担当者	職： 氏名： 2020年07月	確認者	氏名： /
確認年月日	令和 年 月	<b>チェックリスト</b>	

## 提出方法等について（訓練報告）

- 訓練を実施した場合には、「避難確保計画に基づく訓練実施報告書」をご提出ください。

避難確保計画に基づく訓練実施報告書	
函館市長	
令和 年 月 日	
届出者（要配慮者利用施設の所有者・管理者）	
住所	
氏名	
電話（ ）	
水防法第15条の3第5項または土砂災害防止法8条の2第5項に基づく避難訓練を実施しましたので報告します。	
施設の名称	
施設の住所	<b>訓練報告時 様式</b>

## 提出方法等について

### ○ 様式の掲載

- ・ 2月10日ごろ、ホームページ（防災）へ、前述の計画様式（ひな形）を掲載いたします。
- ・ ひな形以外の各種様式も同ホームページへ掲載いたします。

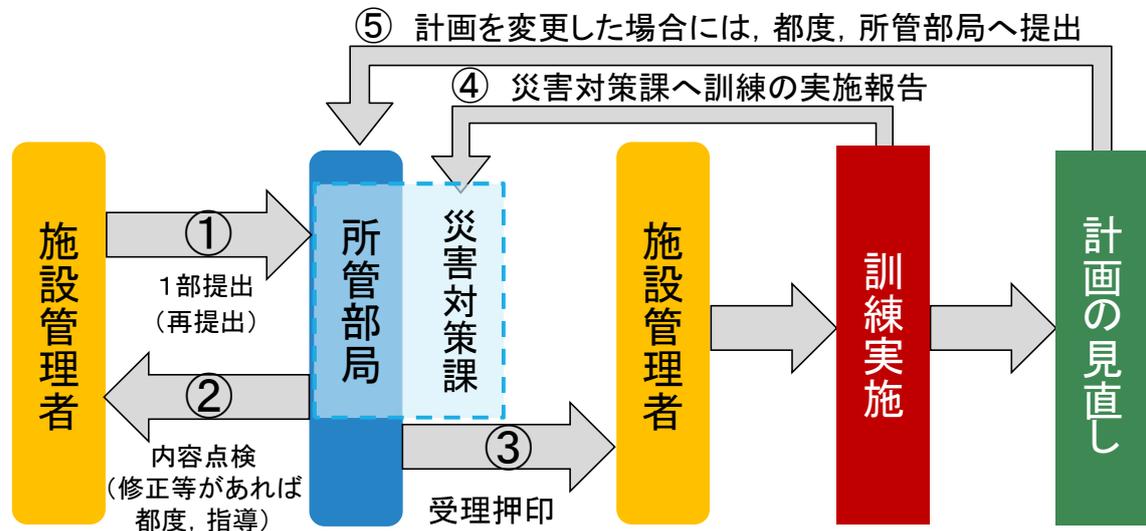
## 提出方法等について

### ○ 提出場所

- ・ 社会福祉施設：保健福祉部管理課（市役所本庁舎 3階）
- ・ 医療施設：保健福祉部地域保健課（市立函館保健所 3階）
- ・ 認可保育所，認定こども園，認可外保育施設：  
子ども未来部こどもサービス課（市役所本庁舎 1階）
- ・ 母子生活支援施設：子ども未来部子育て支援課（市役所本庁舎 1階）
- ・ 児童厚生施設，放課後児童クラブ：  
子ども未来部次世代育成課（市立函館保健所 1階）
- ・ 学校：教育委員会生涯学習部管理課（市役所本庁舎 5階）

## 提出方法等について

### ○ 受付方法（避難確保計画提出フロー）



## 提出方法等について

- 計画提出期限
  - ・可能な限り速やかに提出をお願いします
- 訓練実施報告
  - ・随時, 提出をお願いします

## 避難確保計画作成についてのお問い合わせ先

【総務部災害対策課】

〒040-8666 函館市東雲町4番13号 電話 21-3648

【保健福祉部管理課】

〒040-8666 函館市東雲町4番13号 電話 21-3255

【市立函館保健所地域保健課】

〒040-0001 函館市五稜郭町23番1号 電話 32-1513

【子ども未来部こどもサービス課】

〒040-8666 函館市東雲町4番13号 電話 21-3935

【子ども未来部子育て支援課】

〒040-8666 函館市東雲町4番13号 電話 21-3905

【子ども未来部子ども未来部次世代育成課】

〒040-0001 函館市五稜郭町23番1号 電話 32-1527

【教育委員会生涯学習部管理課】

〒040-8666 函館市東雲町4番13号 電話 21-3500

## 参 考

- ▷ 要配慮者利用施設における避難確保計画作成・活用の手引き  
(洪水、雨水出水、高潮、土砂災害、津波) 令和4年3月  
国土交通省 水管理・国土保全局
- ▷ 要配慮者利用施設における避難確保に関するeラーニングテキスト  
要配慮者利用施設における避難確保に関する研修資料  
～利用者の命、救えますか～ 令和4年3月  
国土交通省水管理・国土保全局 河川環境課・砂防計画課